

【適性科目模擬試験 2022 の正解と解説】

(文献1)「技術者の倫理」(日本技術士会)

(文献2)「第2版 科学技術者の倫理～その考え方と事例」(Harris ほか、日本技術士会訳編、丸善)

(文献3)「第2版 技術者の倫理入門」(杉本泰治・高城重厚著、丸善)

(文献4)「科学技術倫理の事例と考察」(米国NSPE倫理審査委員会、日本技術士会訳編、丸善)

- II-1: 正解は③ ※技術士法の3義務2責務に関する出題は毎年されている。

倫理要綱を遵守することは当然で、その上で義務があるのであって、これを免れるのは「やむをえない理由」(緊急避難など)がある時のみである。倫理要綱と技術士の義務とは決してトレードオフの関係にあるのではない。

- II-2: 正解は④

これは人間の陥りやすい弱い面だが、それをできるだけ抑えないといけない。

- II-3: 正解は②

「最大多数の最大幸福をもたらすものが善である」という考え方を功利主義という。(文献2 p.87、文献3 p.109 など)

- II-4: 正解は⑤

文脈から明確にわかるはず。

- II-5: 正解は①

ア…×: 技術者倫理の事例として有名なフォード・ピント事件と同様の理屈だが、人命がかかっている
ので金銭比較は不適切。

イ…×: 「直ちに」が不適切。ウにあるように組織の中でやれることをやり尽くしてから告発すべき。

ウ…×: 告発先が違う。監督官庁に通報すべき。

エ…×: これでは隠蔽が放置され、公衆が危険にさらされて公益確保ができなくなる。

- II-6: 正解は②

ア…○: 研究がいつされたかの問題よりも、研究が質的に高いものである限り、倫理的違反は存在しないと判断される。そして論文が最新なものに書き直され、最終的に送った雑誌に掲載されたという事実を考えれば倫理的な問題はないといえる。

イ…×: 有能性原則に反する。

ウ…×: 有能性原則に反する。

● II-7：正解は④

ア…×：ディジョージの内部告発条件に照らすと、管理部長のさらに上の社内幹部に相談するなど、組織内でやれることをやり尽くしているとはいえない。

イ…○：対策を講じないことに合理的理由があるなら、それを部下に説明すべきである。

ウ…○：有能性原則に反している。

● II-8：正解は⑤

ア…×：倫理は広義のモラルに属するものであり、法と相互補完の関係にある。法と規則を守れば技術者倫理は OK というのは間違い。

イ…×：技術士法の公益確保の責務、技術士倫理綱領の公衆優先原則より、明らかに間違い。

ウ…×：これは技術士法第 44 条、信用失墜行為の禁止に該当する。

エ…×：最後以外は正しいのだが、いきなり外部に告発してはいけない。

● II-9：正解は③

まず基本的な認識として、これは不正行為（データの捏造、虚偽報告）になる。

①は論外として、⑤は社内の説得を抜きにしている部分が間違っている。つまり、手を尽くさない内部告発（正当性のない内部告発）ということになる。②、④は、問題解決まで現在の試験を続ける、すなわち嘘をつき続けることが間違い。

● II-10：正解は⑤

ソフトローは倫理、ハードローは法と言うこともできる。

ア…恣意：倫理は規範、つまり「社会の決まりごと」であることを理解していれば、「人それぞれ」ではいけないことがわかる。

イ…利益享受：基本的に「いいこと」なのだが、どれも当てはまらないとはいえない。しかし（ア）で正解は確定しているので、迷うことはないであろう。

ウ…経済的不利益：自律的なものである以上、「制裁」などではないことはわかるはず。

● II-11：正解は②

ア…×：経営者として下請け専門職に依頼することはできるので、依頼を受けること自体は反倫理的とはいえない。

イ…○：有能性原則に反するので反倫理的行為といえる。

ウ…×：ディベロッパーは技術者ではなく経営者としての倫理に沿った行動が求められるが、（ア）と同じ理由で依頼すること自体は反倫理的とはいえない。

● II-12：正解は③

「よく知らされた上の同意」ともいう。文献 2 の p.182 等に記載がある。

● II-13：正解は③

- (イ) …× 公衆とはインフォームドコンセントを与えることができない人々、すなわち「よく知らされた上での同意を与えることができない人々」のことである。技術者倫理の常識レベルの用語。
- (ウ) …○ 日本原子力学会倫理規定にほぼそのままの文章がある。
- (エ) …× これは典型的なパターナリズムの考え方である。

よって正解は2個。

● II-14：正解は②

- (ア) …× 椅子に手を添えて座るという行為は、十分に通常の使用範囲ですから、責任はある。欠陥があること、そしてそれでケガをしたこと、この2つがあれば、PL法適用条件は満たされる。
- (イ) …○ その通り。安全性が十分確保されないなら、それに関する十分な警告が必要。
- (ウ) …× 欠陥のある製品を製造した者の責任は免れない。
- (エ) …○ その通り。警告がないことも「欠陥」であり、「警告書きがないのは欠陥品」と言える。

● II-15：正解は④

- ①…×：個人情報とプライバシー情報は違う。
- ②…×：照合等により容易に個人が特定できれば個人情報である。
- ③…×：かつてはそうであったが、現在は組織の規模にかかわらずすべての企業に適用される。
- ④…○：その通り。個人情報取扱事業者の「5つの義務」のうちの1つで、法第17条（適正な取得）に定められている。
- ⑤…×：法第20条（安全管理措置）に定められている。